平成２３年（フ）第２９７号
千葉市花見川区横戸台29番地11
債務者　武川　喜子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３０１号
千葉県船橋市芝山３丁目18番13号
債務者　金子　孝男
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３０２号
千葉県船橋市芝山３丁目18番13号
債務者　関根由美子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３１号
千葉県市原市北国分寺台５丁目５番地５
債務者　齋藤　法子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３３号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目８番１―403号
債務者　林　　巖
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３４号
千葉市花見川区幕張本郷３丁目８番１―403号
債務者　林俊江こと　林　　敏江
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３３６号
千葉県船橋市上山町２丁目504番地１　レジデンスヒルトップⅤ―105号
債務者　嶺脇　和子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３８４号
千葉県船橋市坪井町763番地20
債務者　廣瀬　健樹
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４０１号
千葉県船橋市旭町１丁目22番34号フナタカハイツ102号
債務者　金子　正治
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４１３号
千葉県船橋市新高根１丁目５番13号カサフローラ新高根205号
債務者　遠藤みさを
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２６号
千葉県船橋市鈴身町104番地93
債務者　松原まさ子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７２２号
愛知県北名古屋市鹿田南蒲屋敷640番地２
債務者　小池　一貴
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７号
兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口91番地の13
債務者　花田　明彦
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１４０号
兵庫県姫路市広畑区東新町１丁目38番地１　デアリックス広畑302、従前の住所兵庫県尼崎市七松町３丁目２番20―101号
債務者　横井　　勉
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１６０号
兵庫県加古川市尾上町長田45番地の７　エル・プラザ浜の宮南
債務者　沼田　豊一
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３号
広島県庄原市殿垣内町299番地
債務者　曽根マリテスギアン
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第４２号
福岡県三井郡大刀洗町大字菅野352番地23
債務者　重留　裕之
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで
福岡地方裁判所久留米支部